

提出先： 農林水産大臣、内閣府特命担当大臣、消費者庁長官、農林水産省 消費・安全局長、農林水産省 食料産業局長

平成28年11月29日

一般財団法人 食品産業センター
会長 小瀬 昉

食品産業中央協議会
会長 浅野 茂太郎

加工食品の原料原産地表示制度について

平素より食品産業に対し格別のご指導・ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。今般、「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、国内で製造した全ての加工食品の重量割合上位1位の原材料について、原則、国別重量順の表示を行い、併せて事業者の実行可能性を確保するため、大括り表示等の例外措置を導入する旨の報告書が取りまとめられました。

今回の検討会では「なぜ、全ての加工食品に表示を義務化するのか」という議論が十分にはされていません。新しい原料原産地表示制度の導入にあたり、依然として、課題が残されています。

食品表示は消費者が知りたい情報を正確に提供することと、事業者が実行可能であるかどうか最も重要であり、これまでも、食品メーカーは、消費者ニーズを正しく把握し、実行可能な方法で、必要な情報の提供に努めてきたところです。

報告書で取りまとめられた新たな表示制度は、全加工食品へのラベルへの表示の義務化を前提とするあまり消費者の誤認を招きかねないような例外措置を設け消費者にわかりにくいものになっています。

また、実行可能性という面でも、事業者とりわけ中小事業者にとって厳しいも

のであると言わざるを得ません。検討会で示された様々な少数意見があまり考慮されずにとりまとめられた今回の案は、今後、実施にあたって様々な問題を惹起することが懸念されます。

今後、消費者委員会の食品表示部会での食品表示基準案の検討、パブリックコメントの実施等広く国民の意見を聞いた上で制度の具体化が進められると承知していますが、上記のような問題を抱えた今回の案に対し、別紙の点について、改善に向けた検討を行うことを要請いたします。

(別紙)

新しい原料原産地表示制度の改善に向けての要請

- 1 中間取りまとめのパブリックコメントを実施して頂きたい
→加工食品の原料原産地表示については、検討会の要望のとりまとめ資料でも明らかなように各方面からの関心が高い問題であり、中間取りまとめについてパブリックコメントを実施して頂きたい。
- 2 包材上の表示に限定するのではなく、選択肢としてインターネット(QRコード、ホームページ)やお客様相談窓口による電話対応にも広げて頂きたい
→消費者が知りたい情報を正確、迅速に伝えることができる。
- 3 「食品表示基準の違反に係る指示及び指導並びに公表の指針」の弾力的な運用して頂きたい
→表示に軽微な誤記があった場合でも、現行指針では現実的には直ちに回収となるが、今回の制度については弾力的な運用として頂きたい。
- 4 表示の具体化に当たっては関係業界から十分意見を聞いて頂きたい
→植物油脂やチョコレート等、原料農産物で輸入し国内で製造するものと製品として輸入したものを国内で更に混合する場合など様々な製造実態がある場合の表示方法等の問題があることから、食品表示基準案等の策定に当たっては、関係業界の意見を十分に聞いて頂きたい。
- 5 中小事業者への配慮と消費者への周知をして頂きたい
→全ての加工食品が対象になるので、中小事業者に対し、地域別、業種別の丁寧な周知が必要となることから、パンフレット、講習会や必要な機器の整備への支援をする等中小事業者に十分配慮して頂きたい。また、消費者に理解促進に向けた周知をして頂きたい。
- 6 経過措置期間を十分にとって頂きたい
→新たな食品表示制度への移行中に、さらに新たに導入される原料原産地表示に対応するとともに、原料原産地情報をトレースできる体制を整備するには、相当の時間を要する。包材切り替え作業に当たる包材メーカーへのヒアリングを踏まえた上で経過措置期間を検討頂きたい。

以上